

# 神奈川県監査委員報告第 13 号

## 監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和4年7月 21 日

神奈川県議会議長      し き だ      博      昭 殿  
神奈川県知事          黒      岩      祐      治 殿

神奈川県監査委員      村 上 英 嗣  
同                              太 田 眞 晴  
同                              吉 川 知 恵 子  
同                              小 島 健 一  
同                              作 山 ゆうすけ

### 第1 監査の種類

財務監査(随時監査)

### 第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

### 第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所

### 第5 監査実施日

令和4年6月 16 日

### 第6 監査の実施内容

令和3年の財務監査(定期監査)及び行政監査において、継続して広告業務委託契約に係る契約手続の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所について、臨時財務監査として、当該契約手続の状況を臨時に監査した。

## 第7 監査の結果

監査の結果、次の本庁機関1か所において、不適切事項が1件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

### 健康医療局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
保健医療部が ん・疾病対策課	令和4年6月 16 日(令和4年3月 2日職員調査)	契約事務において、令和2年度Twitter広告業務委託契約(契約額 627,000 円、契約期間:令和2年7月 16 日から同年 10 月 15 日まで)の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、本件広告業務を令和3年3月 31 日まで延長するに当たり、当該期間に係る委託費相当額が神奈川県財務規則に定める随意契約によることができる額を超えていることから、競争入札により改めて契約者を決定すべきであると認められるところ、これを行わず、当初の契約期間を延長する変更契約(契約額 4,032,600 円、契約期間:令和2年7月 16 日から令和3年3月 31 日まで)を締結していた。